

長崎県建設事業国民健康保険組合 データヘルス計画書

令和 6 年 4 月 1 日

長崎県建設事業国民健康保険組合

目 次

I. データヘルス計画の策定にあたって

1. 事業目的と背景
2. データヘルス計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の見直し
5. データヘルス計画の公表・周知
6. 個人情報の保護

II. 現状分析と課題

1. 保険者の特性把握
 - (1) 基本情報
 - (2) 医療費等の状況
 - (3) 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率年次推移
 - (4) 令和 4 年度 保健事業の実施状況
2. 分析結果と課題及び対策の設定
3. 令和 6 年度～令和 11 年度 保健事業の実施計画

I. データヘルス計画の策定にあたって

1. 事業目的と背景

- 近年、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の進展、国保データベース（KDB）システム等の整備により、市町村国保、国保組合等が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行う為の基盤整備が進んでいます。
- こうした中、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進の為の事業計画として「計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、国保が同様の取り組みを行う事を推進する。」とされました。
- これまでも、保険者においては、レセプト等や統計資料等を活用する事により、「特定健康診査等実施計画（以下「特定健診等実施計画」という。）」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきた所ですが、今後は、更なる被保険者の健康保持増進に努める為、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチ（集団全体に働きかけを行い集団全体の健康状態を向上させる方法）から重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていく事等が求められています。
- こうした背景を踏まえ、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号。以下「保健事業実施指針」という。）の一部を改正する等により、保険者は健康・医療情報を活用して PDCA サイクル（plan「計画」→do「実行」→check「評価」→act「改善」）に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る為の保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行う事となりました。

2. データヘルス計画の位置づけ（データを活用した PDCA サイクルの遂行）

- データヘルス計画とは、被保険者の健康の保持増進に資する事を目的として、保険者が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る為、特定健診等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCA サイクルに沿って運用するものです。
また、データヘルス計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条の規定により策定する特定健診等実施計画との整合性を図る事とします。

3. 計画の期間

計画期間については、特定健診等実施計画が令和 6 年度から令和 11 年度迄を次期計画期間としていることから、これらとの整合性を図る観点から同様の計画期間とします。

4. 計画の見直し

計画の見直しは、令和 8 年度、令和 11 年度に、実施計画に掲げた目標等の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

5. データヘルス計画の公表・周知

本計画は、広報、ホームページ等で公表し、周知を図っていきます。

6. 個人情報の保護

特定健康診査及び特定保健指導に関わる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」、「個人情報保護条例」、「情報セキュリティポリシー」に基づき管理します。

また、特定健康診査及び特定保健指導に関わる業務を外部に委託する際も同様に取り扱われる様、委託契約書に定めるものとします。

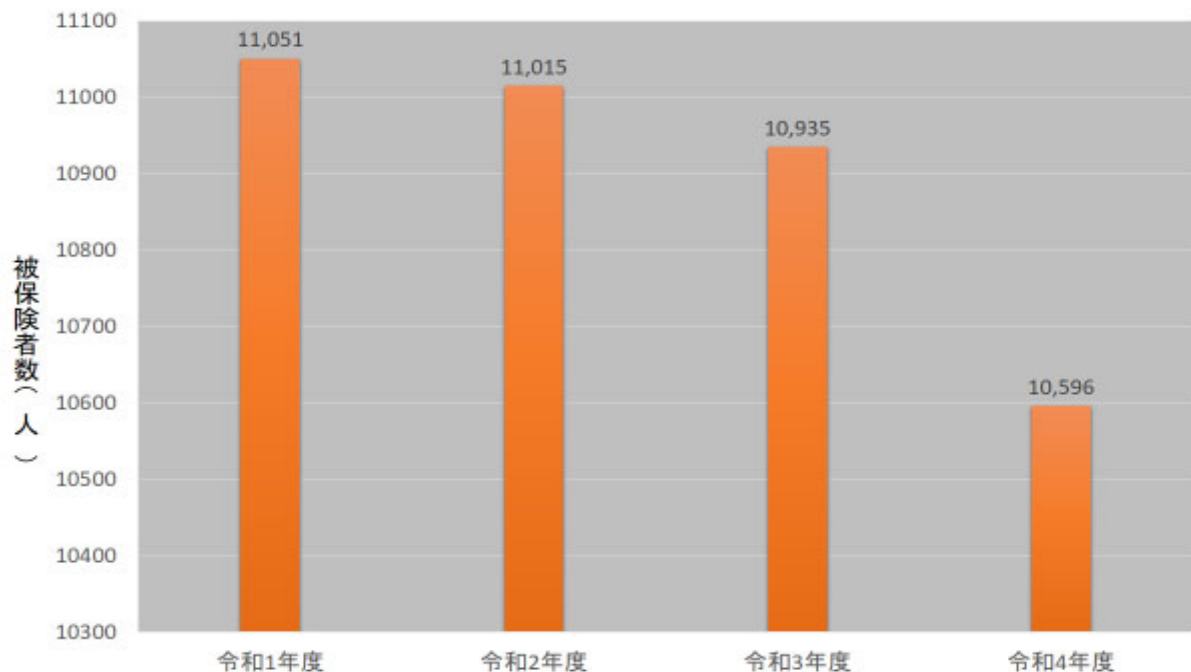
II. 現状分析と課題

1. 保険者の特性把握

(1) 基本情報

①被保険者数の推移

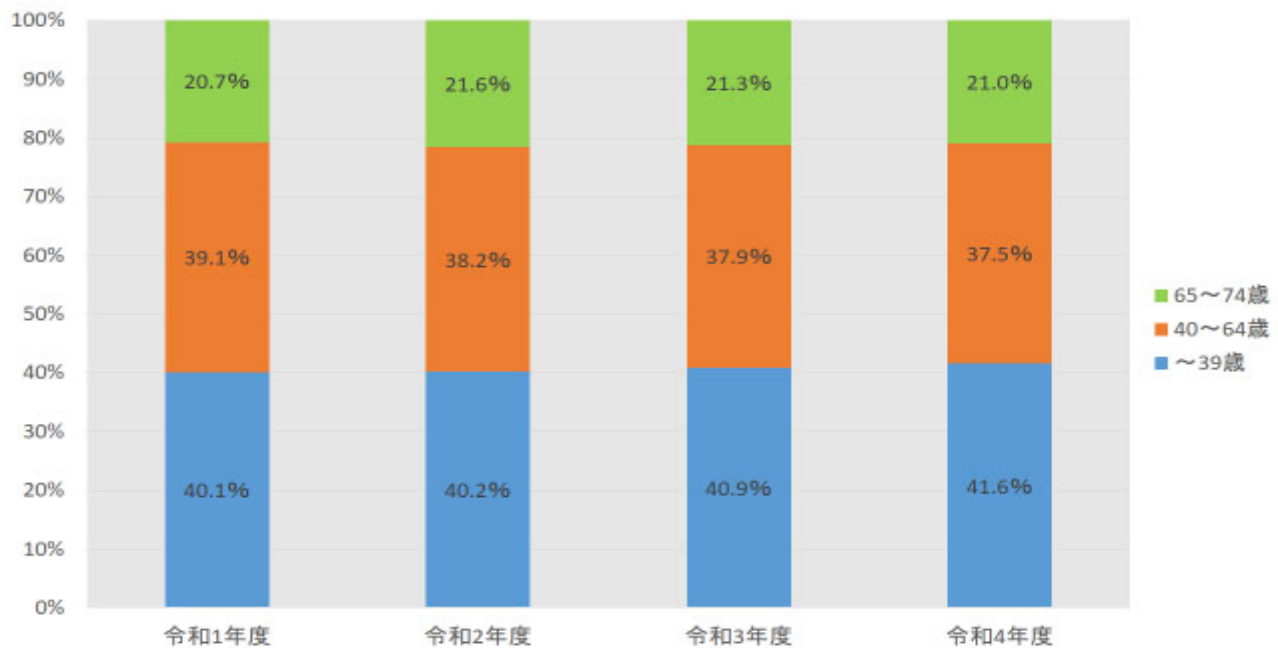
被保険者は減少傾向であり、今後も減少してくる見込みである。



(KDB システム「地域の全体像の把握」より)

②年齢階層別被保険者構成

全体的に横ばいではあるが、今後 40 歳以上の層が増加する見込みである。

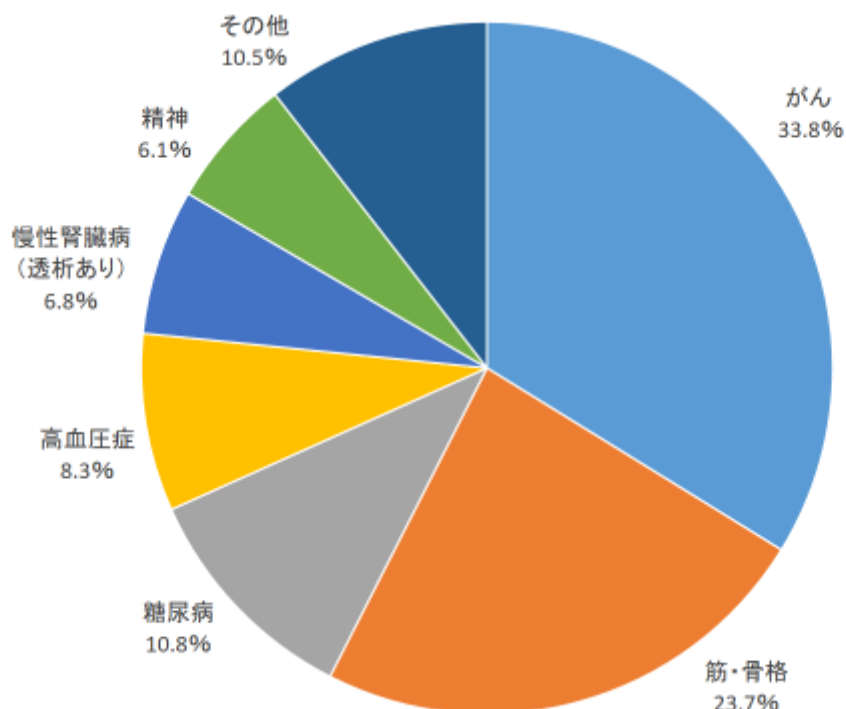


(KDB システム「地域の全体像の把握」より)

(2) 医療費等の状況

①医療費分析（令和４年度）

がん、筋・骨格に次いで、予防可能である糖尿病、高血圧症、慢性腎臓病の比率が、比較的高くなっています。



（KDB システム「地域の全体像の把握」より）

(3) 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率年次推移

①特定健康診査受診率年次推移

	令和１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
長崎県建設事業 国民健康保険組合	37.2%	30.6%	34.2%	35.8%
県	39.3%	31.3%	33.8%	35.3%
国	37.7%	33.5%	36.1%	37.6%

②特定保健指導実施率年次推移

	令和１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
長崎県建設事業 国民健康保険組合	1.3%	1.4%	0.6%	1.4%
県	50.1%	41.8%	43.8%	46.8%
国	24.2%	23.8%	24.0%	24.9%

（KDB システム「地域の全体像の把握」より）

(4) 令和 4 年度 保健事業の実施状況

事業名	目的	概要	対象
①特定健康診査	生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドロームの予防と減少	・国保主催の集団検診を実施 ・個別に実施	40～74 歳の被保険者
②特定保健指導	特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る	特定健診受診者に対して特定保健指導を行う	特定保健指導対象者（動機付け支援又は積極的支援が必要とされた方）
③アスベスト健診（特別健診）	じん肺やアスベストによる早期発見、疾病予防	・一部医療機関において、特定健診と同時に実施 ・日曜日にバスでの巡回健診を実施	被保険者でアスベスト健診を希望する方
④歯科健診	歯・歯周疾患の早期発見、疾病予防	長崎県歯科医師会との連携により歯科健診を実施し、健診費用の全額を助成	40～74 歳の被保険者
⑤人間ドックの助成	健康管理や医療、疾病予防	一部医療機関において、日帰りコース 7,000 円、一泊二日コース 18,000 円を超えた金額を補助	・日帰りコースは 35 歳以上の被保険者 ・一泊二日コースは 40 歳以上の被保険者
⑥脳ドックの助成	脳疾患の早期発見、疾病予防	医療機関において、検査費用が 15,000 円を超えた金額を 1 回につき最大 20,000 円補助	40～74 歳の被保険者

実施状況(令和 4 年度実績)	成功要因	課題及び阻害要因
特定健診受診者 2129 人(受診率 35.8%)	・未受診者へのハガキでの受診勧奨 ・広報や各支部での会議等で呼びかけ	受診率の向上
保健指導実施者 369 人(実施率 1.4%)	指導対象者へパンフレット、利用券を郵送	受診率の向上
・特別健診受診者 203 人 ・巡回健診受診者 391 人	・日曜日にバスでの巡回健診を実施 ・広報や各支部での会議等で呼びかけ	受診者数の向上
歯科検診受診者 62 人	定期的に機関紙にて、被保険者全員へ周知	今後も継続
人間ドック受診者 330 人 (1 泊 2 日 32 人、日帰り 298 人)	定期的に機関紙にて、被保険者全員へ周知	今後も継続
脳ドック受診者 27 人	定期的に機関紙にて、被保険者全員へ周知	今後も継続

事業名	目的	概要	対象
⑦ジェネリック医薬品利用促進の通知	医療費削減、ジェネリック医薬品の認識、利用促進	ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減出来る自己負担額等を通知 (年 3 回)	基準該当者
⑧医療費通知	医療保険制度に対する認識と医療費適正化についての意識向上	医療の給付を受けた全世帯に対し、医療費を通知 (年 3 回)	医療の給付を受けた全世帯に対して
⑨インフルエンザ予防接種の助成	インフルエンザの予防及び発症時の重症化を防ぐ	毎年度 1 回の接種につき 1,500 円を差し引いた金額を支給	被保険者
⑩鍼灸マッサージ施術費の助成	健康促進と啓発	毎年度 12 回迄、1 回の施術につき 1,500 円を支給	被保険者
⑪指定温泉施設の利用補助	健康促進と啓発	毎年度 1 枚 300 円の補助券を 20 枚(国保未加入組合員は優待券 6 枚)発行 (一部温泉施設において利用可)	被保険者
⑫健康家庭の表彰	健康に対するモチベーションの維持	1 年間無受診世帯へ賞状と記念品を贈呈	被保険者
⑬新聞「建設長崎(国保だより)」、 「国保特集号」の発行	情報発信	機関紙の発行(「建設長崎」、年 12 回、「国保特集号」、年 1 回)	被保険者

実施状況(令和 4 年度実績)	成功要因	課題及び阻害要因
差額通知書 275 枚		効果測定・評価方法が不明
医療費通知 12,574 枚		効果測定・評価方法が不明
インフルエンザ予防接種の助成 833 件	定期的に機関紙にて、被保険者 全員へ周知	今後も継続
鍼灸マッサージ施術費の助成 122 件	定期的に機関紙にて、被保険者 全員へ周知	今後も継続
指定温泉施設の利用補助 5,870 件	定期的に機関紙にて、被保険者 全員へ周知	今後も継続
健康優良家庭の表彰 320 世帯		今後も継続
機関紙の発行(“建設長崎、年 12 回、“国保特集号、年 1 回)		今後も継続

2. 分析結果と課題及び対策の設定

実施状況から明らかになった分析結果及び課題は、以下の通りである。

課題①：特定健診の実施率が低い

- ・令和 1 年度から令和 4 年度にかけて、特定健診の受診率は 40%前後を推移しており、目標値である受診率 70%に届いていない。受診率の更なる向上の為、受診しやすい環境整備など対策、新たな取組みが必要と思われる。

課題②：特定保健指導の実施率が低い

- ・令和 1 年度から令和 4 年度にかけて、特定保健指導の受診率は、ほぼ横ばいであり、目標値である受診率 30%に届いていない。受診率の更なる向上の為、新たな取組みが必要と思われる。

課題③：高血圧症、慢性腎不全、糖尿病の比率が比較的高い

- ・予防可能な疾病である為、改善出来れば医療費の抑制に繋がるのではないか。

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the central portion of the page. It is intended for the user to write their memo.

3. 令和 6 年度～令和 11 年度 保健事業の実施計画

前項迄の分析結果を踏まえ、令和 6 年度～令和 11 年度において以下の保健事業を実施する。

事業名	目的	概要	対象
①特定健康診査	生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドロームの予防と減少	・国保主催の集団検診を実施 ・個別に実施	40～74 歳の被保険者
②特定保健指導	特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る	特定健診受診者に対して特定保健指導を行う	特定保健指導対象者（動機付け支援又は積極的支援が必要とされた方）
③アスベスト健診（特別健診）	じん肺やアスベストによる早期発見、疾病予防	・一部医療機関において、特定健診と同時に実施 ・日曜日にバスでの巡回健診を実施	被保険者でアスベスト健診を希望する方
④歯科健診	歯・歯周疾患の早期発見、疾病予防	長崎県歯科医師会と連携し、歯科健診を実施し、健診費用の全額を助成	40～74 歳の被保険者
⑤人間ドックの助成	健康管理や医療、疾病予防	一部医療機関において、日帰りコース 7,000 円、一泊二日コース 18,000 円を超えた金額を補助	・日帰りコースは 35 歳以上の被保険者 ・一泊二日コースは 40 歳以上の被保険者
⑥脳ドックの助成	脳疾患の早期発見、疾病予防	医療機関において、検査費用が 15,000 円を超えた金額を 1 回につき最大 20,000 円補助	40～74 歳の被保険者

アウトプット(実施目標)	アウトカム(達成目標)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
・受診率の向上 ・医療費分析結果のお知らせと絡めて受診勧奨を行う ・未受診者へハガキでの受診勧奨を行う ・広報や各支部での会議等で呼びかけ ・ハガキ、パンフレット等のデザインの改良を行う	特定健診受診率 70% (令和 4 年度 35.8%)	40%	41%	42%	43%	44%	45%
・指導対象者への指導実施率の向上 ・指導対象者へパンフレット、利用券を郵送 ・特定健診受診券に指導項目が追加された事による、特定健診と特定保健指導の同日実施の呼びかけ(令和 6 年度は実施可能な病院なし)	特定保健指導率 30% (令和 4 年度 1.4%)	3%	5%	7%	9%	11%	13%
・受診率の向上 ・日曜日にバスでの巡回健診を実施 ・広報や各支部での会議等での呼びかけ	特定健診受診率 70% (令和 4 年度 35.8%)	40%	41%	42%	43%	44%	45%
・申込件数の向上 ・定期的に機関紙にて、被保険者全員に周知	受診者数の向上	継続	継続	継続	継続	継続	継続
・申込件数の向上 ・定期的に機関紙にて、被保険者全員に周知	助成件数の向上	継続	継続	継続	継続	継続	継続
・申込件数の向上 ・定期的に機関紙にて、被保険者全員に周知	助成件数の向上	継続	継続	継続	継続	継続	継続

事業名	目的	概要	対象
⑦ジェネリック医薬品利用促進の通知	医療費削減、ジェネリック医薬品の認識、利用促進	ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減出来る自己負担額等を通知 (年 3 回)	基準該当者
⑧医療費通知	医療保険制度に対する認識と医療費適正化についての意識向上	医療の給付を受けた全世帯に対し、医療費を通知 (年 3 回)	医療の給付を受けた全世帯に対して
⑨インフルエンザ予防接種の助成	インフルエンザの予防及び発症時の重症化を防ぐ	毎年度 1 回の接種につき 1,500 円を差し引いた金額を支給	被保険者
⑩鍼灸マッサージ施術費の助成	健康促進と啓発	毎年度 12 回迄、1 回の施術につき 1,500 円を支給	被保険者
⑪指定温泉施設の利用補助	健康促進と啓発	毎年度 1 枚 300 円の補助券を 20 枚(国保未加入組合員は優待券 6 枚)発行 (一部温泉施設において利用可)	被保険者
⑫健康家庭の表彰	健康に対するモチベーションの維持	1 年間無受診世帯へ賞状と記念品を贈呈	被保険者
⑬新聞「建設長崎(国保だより)」、 「国保特集号」の発行	情報発信	機関紙の発行(「建設長崎」、年 12 回、「国保特集号」、年 1 回)	被保険者

アウトプット(実施目標)	アウトカム(達成目標)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		継続	継続	継続	継続	継続	継続
		継続	継続	継続	継続	継続	継続
・申込件数の向上 ・定期的に機関紙にて、被 保険者全員に周知	助成件数の向上	継続	継続	継続	継続	継続	継続
・申込件数の向上 ・定期的に機関紙にて、被 保険者全員に周知	助成件数の向上	継続	継続	継続	継続	継続	継続
・利用件数の向上 ・定期的に機関紙にて、被 保険者全員に周知	利用件数の向上	継続	継続	継続	継続	継続	継続
		継続	継続	継続	継続	継続	継続
・機関紙の発行(“建設長 崎、年 12 回、“国保特集 号、年 1 回) ・疾病の分析結果等の情 報提供を行う	機関紙の発行(“建設長 崎、年 12 回、“国保特集 号、年 1 回)	継続	継続	継続	継続	継続	継続